

日医発第 1294 号（健Ⅱ）（地域）  
令和 4 年 9 月 30 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

健康フォローアップセンターに登録された者の報告について（再周知）

[令和 4 年 9 月 28 日付日医発第 1265 号（健Ⅱ）（地域）](#)をもって貴会宛にご連絡いたしました「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（一部改正）」の中で示されている、健康フォローアップセンターに登録された者の報告について、今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛に下記の通り事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

### ○再周知内容

健康フォローアップセンターは、医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者の登録者数を毎日年代別に集計し報告することとしており、医療機関を受診し発生届の対象とならない者は、健康フォローアップセンターの登録者数の報告に含めない。

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 28 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

健康フォローアップセンターに登録された者の報告について（再周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 4 年 9 月 1 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」）の 5（2）④でお示ししているとおり、健康フォローアップセンターは、医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者の登録者数を毎日年代別に集計し報告することとしており、医療機関を受診し発生届の対象とならない者は、健康フォローアップセンターの登録者数の報告に含めないため、徹底をお願いいたします。